

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書 /
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 祥隆会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島県薩摩川内市大小路町43-25

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載

すること。

(3) 設立認可年月日 平成 9 年 3 月 1 日

(4) 設立登記年月日 平成 9 年 3 月 12 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	手塚 弘毅	
理事	手塚 まゆみ	
理事	手塚 隆弘	
理事	大野 祥恵	
監事	中崎 隆穂	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院 診療所	手塚医院	4611510514	鹿児島県薩摩川内市大 小路町 43-25	一般病床 19床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6年 5月20日 令和5年度決算の決定

令和 6年 5月20日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

- (7) その他

様式 2

法人名 医療法人 祥隆会

※医療法人整理番号 00636

所在地 鹿児島県薩摩川内市大小路町 4 3 - 2 5

財 産 目 録
(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	54,983 千円 /
2. 負 債 額	76,367 千円 /
3. 純 資 産 額	△ 21,384 千円 /

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	21,280
B 固 定 資 産	33,703
C 資 産 合 計 (A + B)	54,983 /
D 負 債 合 計	76,367 /
E 純 資 産 (C - D)	△ 21,384 /

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人 祥隆会

※医療法人整理番号 00636

所在地 鹿児島県薩摩川内市大小路町43-25

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	21,280	I 流 動 負 債	24,426
現金及び預金	727	支払手形	0
事業未収金	8,320	買掛金	1,493
有価証券	0	短期借入金	14,104
たな卸資産	149	未払金	3,199
前渡金	0	未払費用	2,429
前払費用	254	未払法人税等	71
繰延税金資産	0	未払消費税等	0
その他の流動資産	11,830	繰延税金負債	0
II 固 定 資 産	33,703	前受金	0
1 有 形 固 定 資 産	17,323	預り金	2,156
建物	3,945	リース未払金	974
構築物	101	前受収益	0
医療用器械備品	0	その他の流動負債	0
その他の器械備品	1,919	II 固 定 負 債	51,941
車両及び船舶	2,341	医療機関債	0
土地	0	長期借入金	46,347
建物付属設備	1,649	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	7,368	その他の固定負債	5,594
2 無 形 固 定 資 産	0	負債合計	76,367
借地権	0	純資産の部	
ソフトウェア	0	科 目	金 額
その他の無形固定資産	0	I 資 本 金	5,000
3 その他の資産	16,380	II 資 本 剰 余 金	0
有価証券	840	III 利 益 剰 余 金	△ 26,384
長期貸付金	0	利益準備金	3,000
役員等長期貸付金	14,393	別途積立金	3,000
長期前払費用	0	繰越利益剰余金	△ 32,384
繰延税金資産	0	IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
その他の固定資産	1,147	繰延ヘッジ損益	0
資産合計	54,983	純資産合計	△ 21,384
		負債・純資産合計	54,983

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 4 - 1

法人名 医療法人 祥隆会

※医療法人整理番号 00636

所在地 鹿児島県薩摩川内市大小路町 4 3 - 2 5

損 益 計 算 書 /
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益 /		90,394 /
2 事業費用		
(1) 事業費	71,536	
(2) 本部費	29,741	101,277
本来業務事業損失		10,883
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益	0	0
2 事業費用	0	0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益	0	0
2 事業費用	0	0
収益業務事業利益		0
事業損失		10,883
II 事業外収益		
受取利息	3	
その他の事業外収益	763	766
III 事業外費用		
支払利息	1,449	
その他の事業外費用	0	1,449
経常損失		11,566
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純損失		11,566
法人税・住民税及び事業税	70	
法人税等調整額	0	70
当期純損失		11,636

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 祥 隆 会
所在地 藤原川内市大小路町43-25

※医療法人整理番号 00636

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員				賃借料の支払い (注) 1	3,000	未払金	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 祥隆会

理事長 手塚 弘毅 殿

私は、医療法人 祥隆会の令和6会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年 5月20日

医療法人 祥隆会

監事 中崎 隆穂